

京都市訓令甲第二号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の事務取扱等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)